

けづくりを進めることが、今後のスポーツ振興を発展させる鍵となっている。

現在、本市のスポーツ施設は、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、小田原テニスガーデン、城山陸上競技場、城山庭球場、小峰庭球場、城内弓道場、御幸の浜プール、酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場、酒匂川左岸サイクリング場、酒匂川サイクリングコース等、数多く有しているが、スポーツ施設の効率的な管理運営や利用者サービスの向上を図るとともに、老朽化の進行や利用状況、市民のニーズ等を踏まえた今後のスポーツ施設のあり方を検討し、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境を整備するため「小田原市スポーツ施設整備基本計画」を策定したことから、この計画に基づき、スポーツ施設の整備を進めスポーツ環境を充実させていく。

5 くらしと政治

1 行政

行政のしくみ 市の行政は、住民が快適に生活できるように生活環境を整えたり、様々なサービスを提供している。市民が納める税金の使いみちやどのようなサービスを提供するかは、市議会で決められている。市議会は、市民の選挙で選ばれた議員で作られている。

歴 代 市 長

順 位	氏 名	期 間
初 代	益田 信世	1941. 3 ～ 1944. 5
2 代	鈴木 英雄	1944. 6 ～ 1946. 4
3～4代	佐藤 謙吉	1946. 6 ～ 1948.12
5～9代	鈴木 十郎	1949. 2 ～ 1969. 2
10～13代	中井 一郎	1969. 2 ～ 1985. 2
14～15代	山橋敬一郎	1985. 2 ～ 1992. 4
16～19代	小澤 良明	1992. 5 ～ 2008. 5
20～22代	加藤 憲一	2008. 5 ～ 2020. 5
23 代	守屋 輝彦	2020. 5 ～ 2024. 5
24～	加藤 憲一	2024. 5 ～ 現在

市の行政の最高責任者である市長は、国の政治と違って、議員と同様に住民が直接選挙する。本市においても、市制施行当時は議会の推せんによったが、1947年（昭和22）地方自治法の施行に伴い、四代から公選となった。また、市長を補佐する副市長は、議会の同意を得て市長が任命している。その他、執行機関として各種の行政委員会が置かれているが、権限を分け合い、1つの機関の判断で勝手な政治が行われるのを防ぐ目的で設けられたものである。本市には、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、教育委員会、農業委員会、監査委員がおかれている。

市議会 市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会がある。市議会の会議の中心となるのは、議員全員（現定数27人）が出席する本会議で、市長や議員が提出した議案などについて、質疑、討論、採決などが行われ、ここで議決されたものが、議会の最終的な意思となる。

また、本会議ですべての案件を審議するのは困難であるため、本会議とは別に、市の事業部門を分けて担当し、専門的に効率良く審査を行うために常任委員会のほか、必要に応じ特別委員会が置かれ、委員会での審査結果は本会議に報告され、決定に役立てられる。

選挙 最近の投票率をみると、低い状態が続き、政治に対する市民の関心は必ずしも高いとは言えない。政治に対する信頼と共感を

《小田原市議会に設置の常任委員会》

委員会名称	構成人数
総務常任委員会	9人
厚生文教常任委員会	9人
建設経済常任委員会	9人
議会広報広聴常任委員会	7人

※市議会に係る情報は、令和6年9月1日現在のもの。

※議員は、議会広報広聴常任委員会を除く常任委員会のうち少なくとも1の常任委員会の委員となる。

小田原市における各種選挙の投票率

執行期日	選挙の種類	投票率 (%)	
		小田原市	全 国
2004. 5.16	市長	43.8	
2004. 7.11	参議院	51.1	56.6
2005. 9.11	衆議院	66.4	59.8
2005.10.23	参議院補欠	29.6	
2007. 4. 8	県知事	34.4	
2007. 4.22	市議会	49.1	
2007. 7.29	参議院	54.7	58.6
2008. 5.18	市長	53.93	
2009. 8.30	衆議院	68.36	69.28
2009.10.25	参議院補欠	52.18	
2010. 7.11	参議院	53.65	57.92
2011. 4.10	知事	43.52	
〃	県議会	43.42	
2011. 4.24	市議会	45.2	
2012. 5.20	市長	41.87	
〃	市議会補欠	41.86	
2012.12.16	参議院	59.18	59.32
2013. 7.21	衆議院	53.13	52.61
2014.12.14	衆議院	52.47	52.66
2015. 4.12	知事	27.87	
2015. 4.26	市議会	41.91	
2016. 7.10	参議院	52.34	54.70
2017.10.22	衆議院	53.20	53.68
2019. 4. 7	知事	36.7	
〃	県議会	36.49	
2019. 4.21	市議会	42.13	
2019. 7.21	参議院	46.77	48.80
2020. 5.17	市長	46.79	
2021.10.31	衆議院	55.45	55.93
2022. 7.10	参議院	52.00	52.05
2023. 4. 9	知事	36.12	
〃	県議会	35.99	
2023. 4.23	市議会	40.60	
2024. 5.19	市長	48.17	

注・衆議院議員総選挙（大選挙区・中選挙区・小選挙区）における投票率の推移
・1996年より、衆議院議員選挙は小選挙区比例代表並立制が導入された
・2009年から衆議院議員選挙の投票率は、小選挙区の数字
・2017年より、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた
・参議院議員通常選挙（地方区・選挙区）における投票率の推移
・本市は選挙管理委員会、全国は総務省（旧自治省）調べ

得ることができなければ、市民は政治に失望してますます無関心になり、民主政治は大きな危機を迎えることになる。なお、平成27年6月に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布（施行日・平成28年6月19日）され、選挙に参加できる年齢が満20才から18才以上に引き下げられた。

国政選挙だけでなく県・市政選挙においても、住民自治の原則に基づく高い政治意識に支えられた投票行動がより一層望まれる。

市民とのコミュニケーション 市民と行政が、互いに理解を深め、協力体制をつくるためには、広報、広聴等の活動が必要である。広報は行政の実情を住民へ知らせることであり、本市では「広報小田原」「市議会だより」を発行し、自治会や市内公共施設を活用して配布している。近年では、ホームページやソーシャルネットワークサービス等のインターネットを利用した広報活動にも力を入れるようになった。

次に、広聴は市民の声に耳を傾けることであるが、市民の声を市政に反映させるため、本市では様々な活動に積極的に取り組んでいる。1968年（昭和43）には、市民相談室を設け、市民の要望や苦情を聞いたり、身上相談にも応じたりしていた。市政関係の相談内容は、交通安全施設及び交通規制の要望、市道・農道等の管理及び補修、河川の利用、福祉、教育、市税、環境衛生等、市民の生活上の諸問題も含め、あらゆる分野にわたっていた。同様な趣旨で1969年（昭和44）から、市長が市民から率直な意見を聞き市政に反映させるための「市民と市長との懇談会」を開催してきた。その後「タウンミーティング」「市民と市長のまちかどトーク」「まちカフェ」など形を変えながら、市が重点的に取り組む事業に関する分野を中心に、市民と市長が直接、意見交換を行っている。このほか、現在では「市長への提案」、インターネットを利用した問い合わせの受付など、時代や環境、住民のニーズの変化にあわせて様々な形で広聴活動を行なっている。また、自治会を基盤に組織された広報委員長会議も、広報のみならず、市民の要望をくみ上げる広聴の役目をはたしている。

以上、市が市民へ働きかける広報・広聴の概要を述べたが、逆に市民による市への働きかけとして市民活動団体の活動がある。市民

活動団体の活動内容は、地域社会の向上発展に尽くそうとするものであり、その中には、市への提案や協力のほか、協働による事業の実施などがある。

さて、市民や市民団体が市政等について意見や要望がある場合には、請願や陳情を市議会に提出することができる。請願は、市議会議員の紹介が必要である。原則として、所管の委員会に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択か決められる。採択した場合には、その内容により市長部局等に送付し、議会は処理の経過と結果報告を求めることができる。一方、陳情は紹介議員の必要はない。本市議会では、原則として所管の常任委員会等に付託して審査され、本会議で最終的に採択か不採択か決められる。

住民組織として、自分の住んでいる地域は自分たちの力で住みやすくしていこうと、住民自らが主体となって様々な問題に取り組んでいるのが自治会である。戦後、町内会は住民の生活をしばる組織であるとして解散させられたので、本市は市民との連絡を図るために外勤嘱託員制度を採用した。しかし、地域住民による自主的な住民組織結成の機運が盛り上がりを見せ、１９５８年（昭和３３）、市内全域に住民の総意による自主的な自治会が誕生した。市は、自治会に、広報回覧の配布、防犯等の仕事を依頼し、行政がすみずみまでゆきわたるようにしている。以上のように自治会は、会員が相互に親睦を図り、自治意識を高めることにより地域社会の向上発展を図るという本来の活動の外に、住民と行政との橋渡し役としての役割があるとともに、円滑な行政運営を進めていくために必要な存在となっており、地震や自然災害に強いまちづくり、地域の環境美化を進めていく上でも重要な団体となっている。

また、自治会連合会２６地区ごとに地域が目指す将来像とそれを実現するための取組内容等をまとめた地域別計画が策定されている。この計画の実現に向けて活動する組織として、地域コミュニティ組織が設立されており、地域の各種団体が連携・協働することで、地域課題解決の促進を図っている。

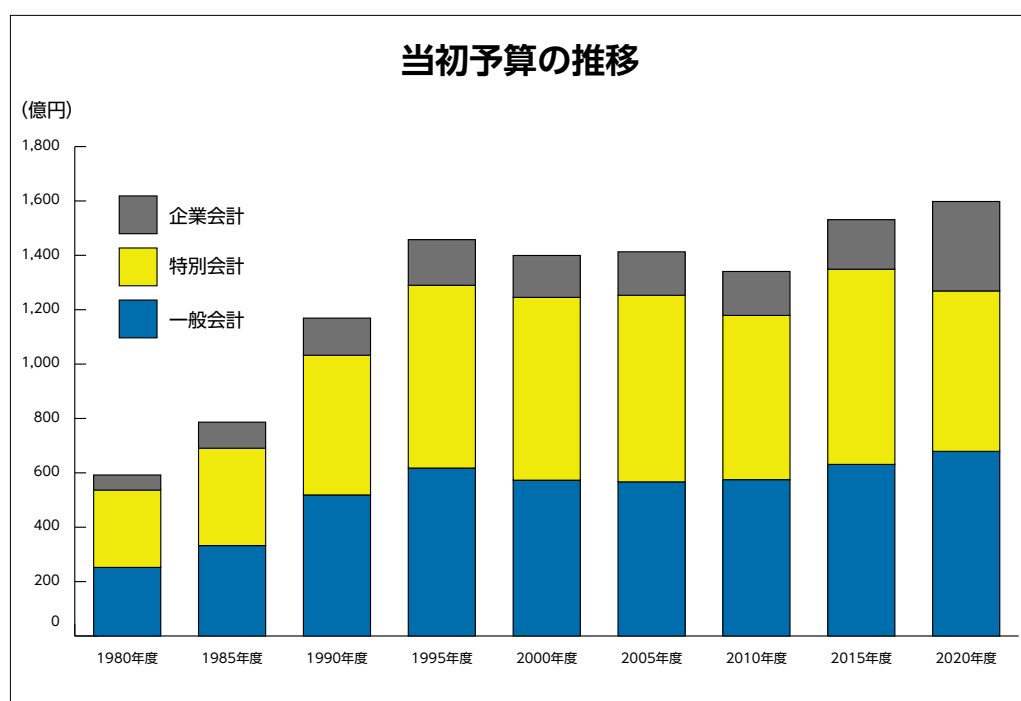
以上、本市の行政の概要を述べたが、本市域のみではなく隣接自治体との協力により広域的に行政運営をする必要があるとの考えのもと、１９７０年（昭和４５）に県西地域２市８町（発足当時１市１０町）による県西地域広域市町村圏協議会（平成２２年４月に神

奈川県西部広域行政協議会に統合される)がつくられた。現在、2市8町等のスポーツ施設の相互利用や環境分野における「プラごみゼロ共同宣言」の取組、2市5町による消防広域化など、多くの分野で広域連携による取組を実施している。

2 財政

地方財政の主な財源は税金であることから、無駄をはぶき、最少の経費で最大の効果を挙げなければならない。

本市の財政の移り変わりを見ると、1945年度（昭和20）一般会計歳出決算額は259万円余であったが、戦後のインフレと占領軍による諸制度の改革は財政規模を拡大し、当時の全国的傾向と同様に、本市財政も1948年度（昭和23）より赤字財政となった。その後、1955年（昭和30）公布の「地方財政再建促進特別措置法」にもとづき、翌年より4ヶ年にわたる自主財政再建計画を立て赤字をなくすよう努力した結果、早くも1958年度（昭和33）には黒字に変わった。その後、人口や産業の集中による都市化と福祉の向上、上下水道の普及、し尿処理、道路整備等の財政需要が増大し、好景気とそれにとまなう物価上昇もあって、1993



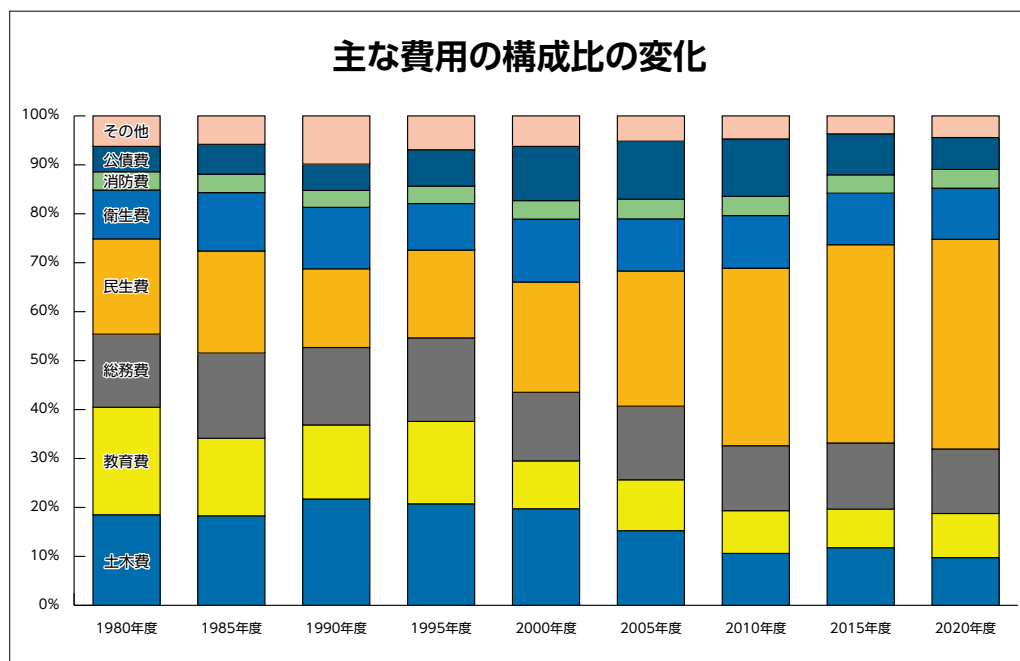
年度（平成5）の637億円まで拡大を続けた。しかし、景気の悪化等による税収の落ち込みなどがある一方、高齢化による社会保障費の増加など財政需要は高まっており、厳しい財政運営となっている。

市の予算には市民生活全般をまかなう一般会計、競輪や国民健康保険などの特別会計、水道・病院などの企業会計の3種類があり、それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）がある。一般会計は、福祉・教育・道路整備・ごみ処理など、市が基本的に行うべき事業のための会計であり、一般会計をいかに予算配分するかが市政の推進に密接にかかわってくる。

歳入のうち市税が約40%を占め、市有施設の使用料や諸収入などを合わせた自主財源は、国や県からの補助費や市債などの依存財源を上回っている。

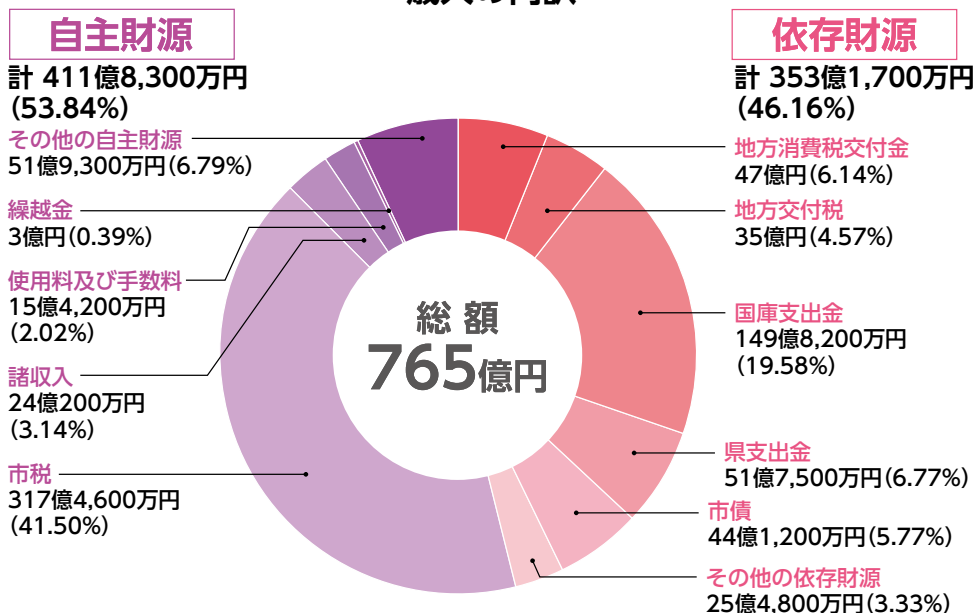
歳出の変化を見ると、少子高齢化や景気低迷のためか、福祉関係の経費である民生費の占める割合が増加し、その他の経費の割合が減少する傾向にある。

「健康」「教育」を柱に子育て環境や学習環境の充実を図ることと、都市基盤整備を推進し、中心市街地など地域経済の活性化にも取り組むという、市政の難しさが現れている。



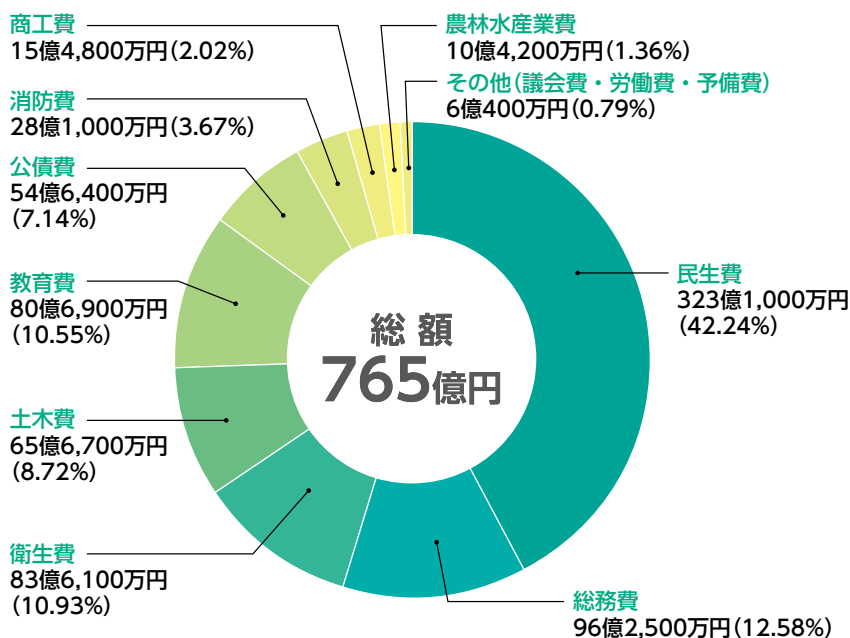
令和6年度（2024年度）一般会計

歳入の内訳



自主財源は、市民の皆さんが納めた税金など市が直接調達できる財源です。依存財源は、国や県から入ってくる財源で、額が国や県の基準で決められています。

歳出（目的別）の内訳



6 あすの小田原

本市では、おおむね20年先の小田原を展望して、次の世代の市民により良い小田原を引き渡すため、第7次小田原市総合計画を策定し、まちづくりを進めていく。

1 時代と社会の認識

日本の社会状況を見ると、国全体の人口は減少し、これに少子高齢化、道路や橋などを含む公共施設の老朽化、地域コミュニティの弱体化、貧困や格差の拡大、地球規模の環境問題といった課題群に取り囲まれ、これらが同時に進行している。

また、日本各地で発生した大規模な震災や激甚化する風水害の経験等を経て、安全安心な地域づくりが目指されるとともに、互助の意識と活動が国民に広がった。さらに、情報化が目覚ましく進展したことや、多様な価値観が尊重されるようになったことなどにより、人々の生活様式も大きく変化してきた。

こうした変化の中で、一人ひとりの幸せや地域社会の真の豊かさを願うこと、そして、直面する課題群を乗り越えるために、持続可能な地域社会をつくり出し、確かな未来への道筋をつけていくことが大切である。

2 まちづくりの考え方

小田原は、豊かな自然環境を備え、多様な文化や伝統産業などの地域資源が満ちている都市であり、小田原に備わる、自然、人、まち、産業、文化といった力をまちづくりの資源とし、これらを高めながらまちづくりの原動力とする。

また、これらを支える行政の力が十分に発揮できる体制や、市民が地域課題の解決に参画できる仕組みを作るとともに、近隣市町等と連携・協力しながらまちづくりを進めていく。

そして、様々な取組を積み重ねることで、市民の暮らしが豊かになるとともに、まちの魅力が向上し、市民のまちへの愛着が深まっていく。そのような小田原の姿は、新たな資本や人材を引き寄せる求心力となり、持続可能な小田原の実現に向けた取組が活性化する。

こうした考えに基づき、2025年（令和7）4月に「第7次小

田原市総合計画」※がスタートする。

※「第7次小田原市総合計画」の概要

総合計画とは、市が総合的で計画的な市政運営を行っていくための基本となる、まちづくりの総合指針である。第7次小田原市総合計画は、まちづくりを進めるための長期的なビジョンを示す「基本構想」と、重点的に取り組む施策や市が実施する具体的な取組を示す「実行計画」の2層構造となっている。



3 目指すまちの姿

本市は、市民一人ひとりのいのちを大切にし、にぎわいと活力があふれ、幸せを感じながら安心して暮らし続けることができる持続可能なまち「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現を目指す。